

特別児童扶養手当 所得制限について

1. 所得制限を適用する者の範囲

①受給者

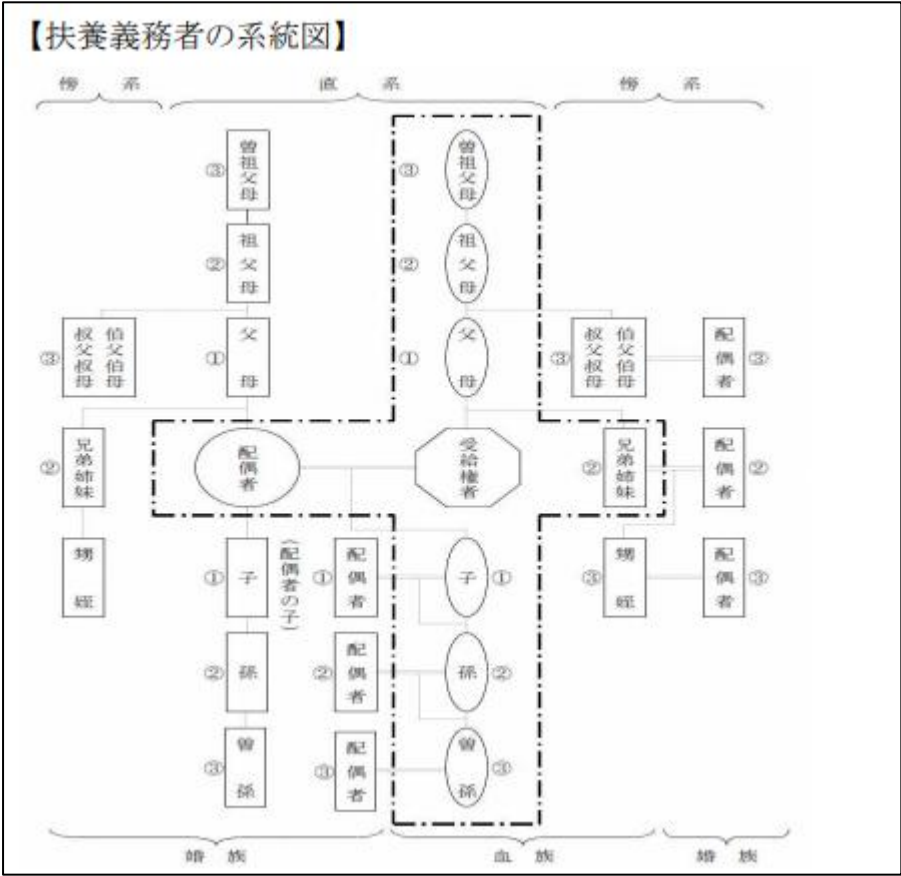
父母または養育者

②配偶者

婚姻届を出している者（別居中や離婚調停中を含む）のほか、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。児童と同居せず監護義務を全く放棄している者は含まない。

③扶養義務者

民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、かつ受給者世帯の生計をともに維持する者をいう。住民票が世帯分離されている場合も対象となる。



2. 所得制限による支給停止の判定方法

【所得額（合計所得 - 80,000 円（社会保険料相当額） - 政令に規定する各種控除（下表参照））】

より求められた受給者（配偶者・扶養義務者）の所得が、所得制限限度額表（下表参照）の金額以上である場合に適用されます。

3. 特別児童扶養手当 所得制限限度額表

【特別児童扶養手当 所得制限限度額表】（平成14年8月～）				
扶養親族 等の数	本人所得制限		配偶者及び扶養義務者所得制限	
	収入額の目安	所得限度額	収入額の目安	所得限度額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000
6	1人につき380,000円を加算		1人につき213,000円を加算	
その他	70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合、1人につき100,000円を加算 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、1人につき250,000円を加算		老人扶養親族がある場合1人につき60,000円を加算 ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算	

4. 政令に規定する各種控除

以下に該当する場合は、下表金額を合計所得から控除することができます。

【政令に規定する各種控除額表】（令和3年1月～）	
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
勤労学生控除	270,000円
雑損控除 医療費控除 小規模企業共済等掛金控除額 配偶者特別控除額	控除額に相当する額を控除
肉用牛の売却による 事業所得の免除	免除額に相当する額を控除